

関屋家旧蔵文書等について

大 河 内 勇 介

はじめに

本稿は、金沢藩士で金沢城再建にも関わった関屋家が旧蔵したと考えられる文書等を紹介するものである。

本文書群を紹介することになった経緯はやや特異である。福井県の文化財に関する仕事に従事している筆者は、福井県文書館で古文書の写真帳を閲覧していた折、福井県鯖江市在住の方と親しく話をする機会を得た。その方の自宅に古文書が眠っているという話を伺い、後日、拝見させてもらうこととなった。実見すると、それは、加賀藩士の関屋家が旧蔵したと考えられる文書等であった。現所蔵者によれば、数十年前に購入し、これまで大切に保管してきたものという。保存状態も大変良好である。加賀藩士の文書は、おそらく福井藩と比較しても残り具合が良く、石川県立歴史博物館や金沢市立玉川図書館近世史料館等できちんと整理されて保管されていると思う。ただ、残り具合が良い分、県外に流出したのもそれなりに存在すると思われ、古書目録等でときおり見かけることもある。こうした県外に流出したのも把握されるに越したことはない。そこで、金沢城調査研究所の木越隆三氏にご相談し、関屋家は金沢城再建に関与しており、その文書は金沢城の歴史を考える上でも示唆的であるため、『金沢城研究』で史料紹介をさせていただき運びとなったわけである。

以下、まず、1では、本文書群の全体像を示す。その上で、2では、関屋家当主に関する個別文書を探り上げ、その内容を解説する。3では、それ以外の個別文書を探り上げ、説明を加えたい。

なお、筆者は、石川県の歴史については全くの不勉強で、金沢藩や金沢城に関する研究の水準も詳しく知らないため、間違いや誤解も多いと思うが、どうかご寛恕願いたい。

1 関屋家旧蔵文書等の全体像

本文書群の全体像を把握するため、目録を作成したので、本文の末尾に示しておく。

まず、本文書群の現況を述べつつ、目録の作成手続きを確認しておこう。総点数は22点である。その内、6点は軸装となっており、残る16点は木箱3函（うち1函は「御判物」という墨書がある）に収められていた。軸装の時期や理由は不明である。軸装されている文書に包紙がある場合、その包紙は木箱に収められていた。包紙がある文書も多いが、文書と包紙の組み合わせが混乱している場合もあったので、そうした混乱を直した上で、目録を作成し、木箱に収納し直しておいた。また、包紙の他にも、比較的新しいと思われる貼紙が付されている場合もあり、貼紙にはボールペンで文書内容が要約されていた。これについては、文書を読めば分かることなので、目録には反映させなかったが、目録 No.3 については、文書本体が失われ、包紙のみが残っている状態であったので、貼紙の内容を記した。なお、如上の点から、本文書群には流出した文書があったことも分かる。目録 No.3 の文書本体の行方は残念ながら不明である。

目録では、No.・文書名・形態・寸法・年月日・西暦・差出・宛先・内容・備考を記した。ただし、員数につ

いては、すべて1通であり、料紙については、すべて楮紙であるので、目録では省略することとした。目録のNo.は、文書の年代順に付したもので、各文書につきできる限り年代比定を行った。また、内容欄では、文書や包紙の文言を極力記すようにした。ここでは、特殊な記号として、「／」は改行、「〈 〉」は割注を示している。なお、No.1・2については、加賀藩士関屋家として初発の文書であるという重要性に鑑み、全文を翻刻し、写真も掲載した。また、No.4・5・6・13・15・19・20については、内容が豊富なので、全文を翻刻した。目録とともに史料翻刻・写真も参照して欲しい。

次に、目録にもとづき、本文書群の全体像を俯瞰しておこう。本文書群の中核をなすのが加賀藩藩主の知行宛行状（判物・印判状）・書状で、17点である。次いで、加賀藩家老等連署書状が3点、知行目録が1点、包紙が1点となっている。加賀藩士の家に伝来した文書群に相応しい構成と言える。ただし、宛先に注目すると、関屋家の当主に宛てた文書が15点、それ以外の人物に宛てた文書が7点というように大きく分かれる。そこで、ひとまず、次の2で前者について紹介し、3で後者について紹介することにしたい。

2 関屋家の当主に関する文書

関屋家の当主が宛先となっている文書について順に紹介していこう。

①関屋新兵衛（政春） 目録No.1・2

政春は、従来からよく知られている史料である明治3年（1870）付の先祖由緒并一類附帳〔関屋庸平〕⁽¹⁾（以下、「先祖由緒」と省略する）によれば、美濃国野村領主織田河内守長孝の家臣である関屋佐左衛門の子。元和7年（1621）に父佐左衛門が没したため、政春が跡を継いだ。しかし、寛永8年（1631）に織田家が絶家となったので、政春は浪人となって金沢へ来訪、同10年には3代藩主前田利常に仕え、同11年には知行200石を賜り、馬廻組に列したとされる。

波線の記述を裏付けるのが目録No.1である。これによれば、同11年12月27日に前田利常が政春に対して、3ヶ国（加賀・能登・越中）の内から200石の所々を扶助したとある。加賀藩士関屋家の歴史はまさにここから始まると言えるわけで、本文書の発見はその意味で大変重要である。また、目録No.2は、前田利常が政春に対して、小角豆（ささぎ）1籠が到来したことにつき満足しましたと礼を述べたもので、前田利常と政春の交流を示す史料となる。

また、政春は、「先祖由緒」によれば、前田利常に仕えた後、大小将組・御使番・先筒頭等を勤め、150石の加増を受け、貞享2年（1685）に没したとされる。さらに、種々の史料から⁽²⁾、山鹿素行に師事し、兵法や武術を究め、5代藩主前田綱紀子息の侍読を勤めたことや、『乙夜之書物』・『政春古兵談』を著したことも知られている。なお、『政春古兵談』は、天正年間（1573～93）以降武功を顕した古老に聞いた諸合戦の説話をまとめたもので、その一節には「金沢御本丸ノ御広間ハ、下間法橋ノ時ノ御堂ヲ其儘御広間ニ用テ、利家公ノ御代迄在タルト也」とあり、金沢御堂をそのまま金沢城本丸広間（慶長7年（1602）焼失）に用いたことも記されており、初期金沢城の様子を知りうる史料となっている。

②関屋市右衛門（政知） 目録No.3・4・5・7・9

政知は、「先祖由緒」によれば、政春の子で、延宝5年（1677）に前田綱紀に仕え、a 天和2年（1682）に150石を賜り、父の死後、貞享3年（1686）に家督・遺知350石を継ぎ、細工奉行・組外番頭・b 留

守居物頭等を勤め、c 享保9年（1724）に致仕し、同16年に没したとされる。

波線 a を裏付けるのが目録 No.3 であるが、先述したように、残念ながら、文書本体は見当たらない。また、波線 b に関するのが目録 No.7 である。これによれば、宝永7年（1710）7月29日に前田綱紀が政知に対して、留守居番料として150石を扶助した。ただ、当時は元禄6年（1693）以降の知行宛行状発給停止期間に当たっていたため⁽³⁾、享保9年8月1日に6代藩主前田吉治が奥書を加えて遡及発行の内容を保証するという形式が採られているのである。また、波線 c に関わるのが目録 No.9 である。「先祖由緒」には、享保9年の致仕の際、8月11日に隠居料として200石を賜ったことが記されており、この記述と本文書の内容が一致する。よって、本文書の年紀・差出は不明であるが、享保9年8月11日・前田吉治と判断できる。ただし、本文書は写である。

ところで、目録 No.4・5 については、「先祖由緒」に記述がない上、関屋家の養子に関する文書で興味深い。まず、年紀については、政知や差出の前田孝行・多賀直方・前田貞親の生存期間に該当する甲戌の年である元禄7年（1694）に確定できる。目録 No.4 の内容については、関屋市右衛門の娘兩人につき何れへの縁組みを仰せ付けられるように願った市右衛門の書付を御覧に入れたところ、自由であるという旨を仰せ付けられたので、（市右衛門から）再度申し上げるようにお申し下さい、以上の旨を奥村壺岐（恵輝）殿から申して来たので、追って様子をお聞かせ下さいというもの。情報伝達の経路がややこしいが、前田綱紀—奥村恵輝—前田孝行・多賀直方・前田貞親—政知となっている。目録 No.5 は、上記の伝達を受けた政知が再度前田綱紀に書付を提出し、それに対して前田綱紀が仰せ付けた内容を前田孝行・多賀直方・前田貞親が伝えたもの。これによれば、関屋市右衛門の姉娘と中川安左衛門（長重）の嫡子である友右衛門（長時）方を縁組みしたいという書付を提出されたことにつき、拙者共も添書をもって御覧に入れたところ、自由であるとの旨を仰せ付けられました、ご了解下さいとある。こうした過程を経て、関屋家と中川家の縁組みがなったようである。実は、中川家の先祖由緒并一類附帳〔中川甚六〕⁽⁴⁾には、中川長時の妻として「御留守居番相勤其後隠居被仰付候、関屋故政知娘」が記されており、寛延2年（1749）に病死したことも分かる。以上の文書は、加賀藩士における縁組みの過程の一端を窺うことのできる資料と言える。

③関屋市右衛門（政恒） 目録 No. 12

「先祖由緒」によれば、前述した政知の跡は、その子の佐左衛門政嗣が継いだ。ただ、残念ながら、政嗣に関する文書は伝来していない。政恒は、政嗣の子で、寛保元年（1741）に家督・遺知350石を継ぎ、組外御番頭・会所奉行・御台所奉行・柳原御前様御附等を勤め、明和9年（1772）に没したとされる。

目録 No.12 は、11代藩主前田治脩が政恒に対して、家督任叙入国の祝儀として肴が到来したことに付き喜んでいきますと礼を述べたものである。年紀については、書かれていないが、前田治脩の日記である『太梁公日記』⁽⁵⁾から、明和8年に家督任叙入国の祝儀が家臣から届いていたことが分かるので、同8年と確定できる。

④関屋中務（政良） 目録 No. 15・16・17・19

政良は、包紙に松之助・斎宮とあるように、松之助・斎宮・織人・市右衛門・中務等と称した⁽⁶⁾。「先祖由緒」によれば、加賀藩士瀬川半兵衛の四男であったが、明和7年（1770）に政恒の養子となった。明和9年（1772）に家督・遺知350石を継ぎ、享和2年（1802）に200石、a 文化5年（1808）

に200石、b同7年に300石を加え、合計1050石を受けた。組外御番頭・大小将組・御使番・定番頭並御近習御用等を勤め、文政5年（1822）に致仕、同10年に没したとされる。

波線aを裏付けるのが目録No.16である。これによれば、文化5年12月25日に12代藩主前田斉広が政良に対して、加増知200石を宛行い、都合750石の所務を全うしなさいとある。また、波線bを裏付けるのが目録No.17で、文化7年3月6日に、加増知300石を宛行い、都合1050石の所務を全うしなさいとある。

後者の加増について見逃せないのは、政良が金沢城二ノ丸御殿再建に関わっていた点であろう。文化5年、金沢城二ノ丸で出火し、二ノ丸御殿が全焼したことはよく知られる。その後、文化7年にかけて二ノ丸御殿再建が進められた。その際、8名が造営奉行に任じられたが、その内の1人が政良であった。政良は当時、前田斉広の近習を勤め、御用部屋詰めであり、造営奉行の1人であった高畠五郎兵衛厚定の日記『御造営方日並記』⁽⁷⁾には「関屋氏より申来」と頻出するように、前田斉広のこまごまとした指図を造営方に伝達する役割を担っていたらしい。ともあれ、この造営事業では、家中や領民からの献金を受けつつ、大工をはじめとするさまざまな職人・商人を動員し、二ノ丸御殿はわずか3年で完成したことが分かる。そして、造営事業がなった際、『御造営方日並記』の文化7年3月6日条に「一、関屋氏今日御呼出之所、三百石御加増、人持末席ニ被仰付候事」とあるように、政良の300石加増（目録No.17）と人持組末席への昇進があった。『御造営方日並記』の解説でも指摘があるように、造営の功労を認めた加増と昇進と考えられよう。ただ、他の造営奉行についてはどれほどの加増があったか否かは残念ながら不明である。

その他、目録No.15は、前田斉広が政良に対して、家督転任入国の祝儀として太刀・馬が到来したことにつき喜んでいきますと礼を述べたものである。年紀については、前田斉広が家督を継ぎ入国を果たした享和2年であろう⁽⁸⁾。なお、包紙には本状の発給過程も記されている。これによれば、享和3年4月1日に御書が下付されるので今日5時頃に登城すべき旨の前月御用番前田内匠助殿からの御廻文があり、金沢城松垣御間で御用番奥村左京（質直）殿から御書を頂戴したという。また、目録No.19は、13代藩主前田斉泰が政良に対して、家督転任入国の祝儀として使者をもって太刀・馬が到来したことにつき喜んでいきますと礼を述べたものである。年紀については、前田斉泰が文政5年に家督を継いだ後、初めて入国をした同7年であろう⁽⁹⁾。なお、こちらも、包紙に本状の発給過程が記されている。これによれば、文政8年3月11日に御書が下付されるので今日5時頃に登城すべき旨の御用番甲斐守（長連愛）殿からの御廻文があり、眼気痛のため名代伊藤適老が登城し、甲斐守殿から御書を頂戴したらしい。「先祖由緒」でも、当時、政良が眼気痛に悩まされていたことを確認できる。

⑤関屋新兵衛（政通） 目録No. 20

政通は、「先祖由緒」によれば、政良の子で、文政5年の父政良隠居の際、家督を相続し、人持組に加えられ、如来寺請取火消等を勤め、弘化3年（1846）に没したとされる。

目録No.20は、前出の目録No.19と同内容である。隠居した政良と家督を相続した政通の両人が祝儀を届けたからであろう。包紙上書によれば、文政8年3月、政通本人が登城し、御用番甲斐守（長連愛）殿から御書を頂戴し、当座の御礼を申し述べ退去したとある。

⑥関屋一学（政均） 目録No. 21

政均は、「先祖由緒」によれば、関屋家別流の関屋八平の弟で、天保9年（1838）に政通の養子と

なり、弘化3年（1846）に跡目を継いで遺知1050石を相続し、人持組・如来寺請取火消・越中下飯野村字新浜在番・能登盗賊改方等を勤め、安政6年（1859）に没したとされる。波線を裏付けるのが目録No.21で、弘化3年12月12日に前田齊泰が政均に対して、故新兵衛遺領1050石を宛行い、所務を全うしさいとある。

⑦関屋勝之助 目録No. 22

勝之助は、「先祖由緒」を作成して署判をした関屋佐左衛門のことであろう。「先祖由緒」には自身に関する記述があまりないが、関屋家別流の先祖由緒并一類附帳[関屋八平]⁽¹⁰⁾によれば、関屋佐左衛門は安政6年（1859）に政均の養子となり、政均流の家を継いだようである。波線に関する史料が目録No.22で、安政6年12月11日に前田齊泰が勝之助に対して、故一学遺領1050石を宛行い、所務を全うしさいとある。

3 関屋家当主以外に関する文書

関屋家当主以外の人物が宛先になっている文書については、相互に関連があるものは一括し、基本的には時代順に紹介していく。

①村井豊後守（親長） 目録No. 6

親長は、加賀藩の執政を担当した加賀八家の村井氏第5代である。従来、親長が宝永5年（1708）に従五位下豊後守に叙任したことが知られていたが⁽¹¹⁾、そのことに関するものが目録No. 6前田綱紀書状である。これによれば、内々に願った通り、諸大夫（武家で五位相当の者）の件を（将軍が）仰せ出され、（老中）秋元但馬守（喬知）へ申し達しました、そなたが叙爵するとのことですが、また、（親長の）先祖が豊後守を名乗ったこと（村井豊後守長頼を指すか）は公儀でも御存じの者がいるので、この度豊後守に改めたいという旨を（秋元）但馬守へ申し入れ、首尾よく済みましたとある。加賀藩の陪臣叙爵の過程を知りうる史料となっている。

②池田源五大夫（矩隆）・池田安三郎（致恭） 目録No. 8・14

先祖由緒并一類附帳[池田英秀]⁽¹²⁾によれば、矩隆・致恭は、池田家の一族である。元禄16年（1703）7月9日に矩隆の父に当たる池田源丞武慶が加増知20石を拝領したことが分かるが、それを裏付けるのが目録No.8前田吉治知行宛行状である。ただし、先述したように、当時、知行宛行状発給停止期間に当たっていたため、享保9年8月1日に前田吉治が奥書を加えて遡及発行の内容を保証した。そして、その際、本来の宛先となる武慶がすでに死去していたため、子の矩隆が宛先となっているわけである。また、前帳には、寛政8年（1796）7月11日に致恭が父池田左膳（矩隆子息の路恒）の遺領120石と家督を継いだと記されているが、それに関わるのが目録No.14前田治脩知行宛行状となる。

③土方采男（氏明）・土方勘右衛門（栄氏） 目録No. 11・18

先祖由緒并一類附帳[土方与八郎]⁽¹³⁾によれば、氏明・栄氏は、土方家の一族である。宝暦10年（1760）3月29日に勘左衛門氏明が亡父孫三郎氏知の跡目・遺知1300石を継いだとあるが、それに関わるのが目録No.11第10代藩主前田重基知行宛行状と思われる。ただし、本状の日付は3月28日

で、1日ずれがあり、宛先が土方采男となっている点、やや疑問が残る。また、前帳には、文化8年5月15日に栄氏が物頭並を仰せ付けられて御役料を賜ったとあるが、それを裏付けるのが目録No.18前田齊広知行宛行状で、役料は150石と判明する。

④国府仙右衛門（近乗） 目録No. 10

近乗は、先祖由緒并一類附帳[国府数馬]⁽¹⁴⁾によれば、貞享3年（1686）に家督を継ぎ、300石を知行し、本組与力・御馬廻組・飛州高山在番・表御納戸奉行・定番御馬廻御番頭等を勤め、元文4年（1739）に没した人物である。

目録No.10加賀藩家老等連署書状は前帳に記述のない国府家の養子に関するものである。年紀については、差出の前田対馬守（孝資）・玉井市正（貞衛）・前田図書（貞直カ）・本多頼母（政恒）・前田土佐守（直躬カ）・本多安房守（政昌）等の生存期間の戊午の年である元文3年となる。内容については、御手前（近乗）養子仙十郎の儀、高畠金左衛門二番目の娘と縁組をしたいという旨の書付を御覧に入れたところ、願い通りであると仰せ出されましたというもの。なお、高畠金左衛門については、元文3年頃、庶物類纂御用を勤めていたことが知られる⁽¹⁵⁾。

⑤菅野権左衛門 目録No. 13

目録No.13知行目録の差出は、河内守とあるが、印文は「尚寛」と読めるので、加賀八家奥村家10代の奥村尚寛と分かる。一方、宛先の菅野権左衛門は残念ながら不明である。内容は知行の高と所在を記したものである。

以上、関屋家当主以外の人物が宛先となっている文書を紹介してきた。ただ、問題として残っているのは、なぜ、これらの文書が関屋家の文書とともに伝来したかという点であろう。村井家・池田家・土方家・国府家・菅野家と関屋家の関係は残念ながらほとんど不明である。唯一、「先祖由緒」では村井豊後守組として関屋政良を確認できるが、このことと目録No.6が関屋家に伝来したことが関わるか否かも分からない。さらには、いつ、関屋家の文書と一緒にになったのかという点も定かではない。如上の諸点については後考を俟ちたいと思う。

おわりに

本稿では、福井県鯖江市に所在する関屋家旧蔵文書等について紹介してきた。とりわけ、従来から知られる「先祖由緒」と比較しながら、新出史料について解説を加えてきた。本文書群の発見により、関屋家が加賀藩士となった当初の文書や、金沢城二ノ丸御殿再建に関わった関屋政良についての文書を確認できたこと、また、関屋家の縁組みの実態の一端が明らかになったことが成果と言えよう。さらに、本文書群は、今後、加賀藩における縁組みや陪臣叙爵の内実を検討していく上で貴重な素材となろう。本稿が（石川）県内文書だけでなく県外文書を含めた加賀藩研究の一助となれば幸いである。

〔註〕

- (1) 金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵。
- (2) 『加能郷土辞彙』・『三百藩家臣人名辞典』3等。石川県立図書館石川県関係人物文献検索参照。
- (3) 本多俊彦「加賀藩知行宛行状の古文書学的検討」(『加能地域史』56、2012年)参照。同論文によれば、前田吉治奥書前田綱紀知行宛行状と呼称すべきとある。
- (4) 金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵。
- (5) 『太梁公日記』1(『史料纂集』)。
- (6) 『加能郷土辞彙』。
- (7) 『御造営方日並記』上・下(『金沢城史料叢書』1・2)。
- (8) 「筒井触留」・「政隣記」(『加賀藩史料』11)。なお、川上真理「近世後期における入国儀礼と附祭—加賀藩—二代藩主前田斉広の参勤交代を中心に—」(『法政史学』69、2008年)は、享和2年の前田斉広入国儀礼を詳しく検討したもの。
- (9) 「斉広様御伝略等之内書抜」等(『加賀藩史料』13)。
- (10) 金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵。
- (11) 金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵。
- (12) 金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵。
- (13) 金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵。
- (14) 金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵。
- (15) 「護国公御年譜」(『加賀藩史料』7)。

史料翻刻

No. 1 前田利常知行宛行状

三ヶ国之内を以
貳百石之所々
扶助訖、全可
知行之状如件、

寛永十一

十二月廿七日 利常（花押）

関屋新兵衛殿

（包紙上書）

「関屋新兵衛殿」

No. 2 前田利常書状

小角豆籠

到来、満足之
事候、かしく、

肥前

六月廿七日 利常（花押）

関屋新兵衛殿

（包紙上書）

「関屋新兵衛殿」

No. 4 加賀藩家老等連署書状

以上、

関屋市右衛門娘兩人何れ江
成共、縁組被
仰付候様願候趣、市右衛門
書付入 御覽候処、勝手
次第之旨被 仰出候条、
下ニ而承置、重而申上候様ニ
可有御申渡候、恐々謹言、

甲戌 奥村壱岐

十月十三日 在判

前田備前殿

前田対馬殿

多賀信濃殿

右之通奥村壱岐殿より
申来候条、被得其意、
追而様子可被申聞候、
以上、

十月十三日 前田対馬（花押）

多賀信濃（花押）

前田備前（花押）

関屋市右衛門殿

No. 5 加賀藩家老等連署書狀

以上、

御手前姉娘中川

安左衛門嫡子友右衛門方江

縁辺申合度旨書付

被出之候付、拙者共以

添書入 御覽候処、

勝手次第之由被

仰出候間、可被得其意候、

恐々謹言、

甲戌

前田対馬

十月晦日

孝行 (花押)

多賀信濃

直方 (花押)

前田備前

貞親 (花押)

関屋市右衛門殿

No. 6 前田綱紀書狀

内々相願候通、諸大夫

之儀被 仰出付而、秋元

但馬守殿江申達、其方

叙爵事候、回復

今程者松平出雲守殿江

指合候故、先祖豊後守儀

官位茂有之、

公儀三茂御存之者候間、

此度改豊後守申

度由、是以但馬守殿江

申入、首尾能相済

申候、可被得其意候、

存之外相滞候処、

此度無残所仕合別而

珍重存候、此段為

可申聞、以別紙如斯候、

謹言、

宰相

十二月廿五日 綱紀 (花押)

村井豊後守殿

No.13 知行目録

知行所附之事

加州知

草高

一、七石八斗八升八合

免五ツ七歩

石川郡

日向村

草高

一、七石四斗六升三合

免五ツ七歩

河北郡

太田村

越中能州知

草高

一、拾五石九斗六升三合

免四ツ九歩

砺波郡

才川七村

草高

一、拾三石五斗五升九合

免五ツ九歩

射水郡

平浦村

草高

一、三拾五石四斗四升五合

免四ツ

羽喰郡

御館村

草高合八拾石三斗壹升八合

定納合三拾八石七斗五升

折紙高百石内 式拾五石加州知免三ツ五歩

七拾五石越中能州知免四ツ

右夫銀口米如 御定

可収納者也、

天明七年十月日 河内守（印）

菅野權左衛門殿

No.15 前田齊広書状

為家督転任入国之

祝儀太刀馬到来

欣入事候、謹言、

九月十三日（印）

関屋中務殿

（包紙上書①）

「関屋中務殿」

（包紙上書②）

「享和三癸亥四月朔日

御書被 成下候ニ付、今日五時比可致登城之由、前月御用番

前田内匠助殿より御廻文ニ付、罷出候处、於桧垣之御間

御両殿様御近習打込、役列ニ而五人ニ罷出、御用番奥村

左京殿 御書被相渡致頂戴退去、重而御用番席江罷出、

御礼御同人江申述ル、

但表向之面々者年寄中等江惣廻勤之事」

No.19 前田齊泰書狀

為家督転任入国之
祝儀以使者太刀馬
到来欣入事候、謹言、

四月十八日（印）

関屋中務殿

（包紙上書①）

「関屋中務殿」

（包紙上書②）

「文政八乙酉三月十一日 御書被 成下候ニ付、今日五時比可致登
城旨、御用番甲斐守殿より御廻文之处、眼氣痛名代伊藤適老
登城候处、御書甲斐守殿被相渡、重而御用番席江罷出、御礼
御同人江申述、

但し表向之面々者年寄中等へ為御礼惣廻勤之事、委曲者触留記置、

御書

関屋中務（異筆）「政良」
マサヲノ後□リカタ

No.20 前田齊泰書狀

為家督転任入国之
祝儀以使者太刀
到来欣入事候、謹言、

四月十八日（印）

関屋新兵衛殿

（包紙上書）

「文政八乙酉三月□□日登城之上、御用番甲斐守殿被相渡
御書当座之御礼申述退去、為御礼年寄中等惣廻勤
之事、委曲者触留記置、
御書

関屋新兵衛（異筆）「政通」

No. 1 前田利常知行宛行状

No. 2 前田利常書状

No.	文書名	形態	法量 (縦×横)	年月日	西暦	差出	宛先	内容	備考
1	前田利常 知行宛行状	折紙	42.6×58.3	寛永十一十二月廿七日	1634	利常(花押)	関屋新兵衛殿	前掲史料翻刻参照	包紙有
2	前田利常書状	折紙	39.0×56.4	六月廿七日		肥前利常(花押)	関屋新兵衛殿	前掲史料翻刻参照	軸装、包紙有
3	(前田綱紀知行 宛行状)包紙	包紙	34.5×48.0	(天和二年十月二十九日)	(1682)		関屋市右衛門殿	(後世貼紙上書)「五代綱紀花押 天和二 十月二十九日／領国之内百五拾石令扶助畢、／右全可收納者也、仍(如脱カ)件、関屋市兵工」	
4	加賀藩家老 等連署書状	折紙	33.5×50.5	(元禄七年)十月十三日	(1694)	前田対馬(花押) 多賀信濃(花押) 前田備前(花押)	関屋市右衛門殿	前掲史料翻刻参照	軸装
5	加賀藩家老 等連署書状	折紙	32.9×50.5	(元禄七年)甲戌十月晦日	(1694)	前田対馬孝行(花押) 多賀信濃直方(花押) 前田備前貞親(花押)	関屋市右衛門殿	前掲史料翻刻参照	軸装
6	前田綱紀書状	折紙	41.3×56.2	(宝永五年)十二月廿五日	(1708)	宰相綱紀(花押)	村井豊後守	前掲史料翻刻参照	軸装
7	前田吉治 知行宛行状	豎紙	38.2×53.5	享保九年八月朔日	1724	(印)	関屋市右衛門殿	留守居番料百五拾石事／扶与之訖、可 領納之状如件、／宝永七年七月廿九日、 ／関屋市右衛門殿、／右先判依令漏洩 加奥書訖、／可後証之所如件、(包紙上 書)「関屋市右衛門」	包紙有
8	前田吉治 知行宛行状	豎紙	37.2×53.2	享保九年八月朔日	1724	(印)	池田源五大夫方へ	加増知弍拾石扶助之訖、／都合百弍拾 石(目録在／別紙)事、／可全收納者也、 ／元禄十六年七月九日、／池田源丞方 へ、／右先判依令漏洩加奥書者也、 (包紙上書)「池田源五大夫方へ」	包紙有
9	前田吉治 知行宛行状写	豎紙	37.8×53.6	(享保九年八月一日)	(1724)		関屋市右衛門殿	為隠居料弍百石扶与之訖、／可所務之 状如件、 (包紙上書)「関屋市右衛門殿」	包紙有
10	加賀藩家老 等連署書状	続紙	16.5×50.5	(元文三年)戊午七月二日	(1738)	前田対馬守(印) 玉井市正(印) 前田図書(印) 本多頼母(印) 前田土佐守(印) 本多安房守(印) 前田修理煩 村井主膳同 横山大和守指様在之	国府仙右衛門殿	以上、／御手前養子仙十郎儀、／高畠金 左衛門二番目之娘与／縁組申合度旨、 書付入／御覽候処、願之通可申／渡由、 被 仰出候条、可被／得其意候、以上、 (包紙上書)「国府仙右衛門殿 前田 対馬守」	軸装、包紙有
11	前田重基 知行宛行状	豎紙	39.1×40.3	宝暦十年三月廿八日	1760	(印)	土方采男との	亡父孫三郎遺領千三百石／(目録在別 紙)事扶与之訖、可／全所務之状如件、 (包紙上書)「土方采男との」	包紙有
12	前田治脩書状	折紙	42.4×57.5	(明和八年)九月十三日	(1771)	(印)	関屋市右衛門殿	為家督任叙／入国之祝儀者／到来欣入 候也、	包紙有
13	知行目録	続紙	24.7×117.1	天明七年十月日	1787	河内守(印)	菅野権左衛門殿	前掲史料翻刻参照	
14	前田治脩 知行宛行状	豎紙	38.5×53.5	寛政八年七月十一日	1796	(印)	池田安三郎との	亡父左膳遺領百弍拾石／(目録在／別 紙)事扶与之訖、可／全／收納之状如件、 (包紙上書)「池田安三郎との」	包紙有
15	前田齐広書状	折紙	42.4×57.8	(享和二年)九月十三日	(1802)	(印)	関屋中務殿	前掲史料翻刻参照	包紙有
16	前田齐広 知行宛行状	豎紙	38.2×53.5	文化五年十二月廿五日	1808	(花押)	関屋中務殿	加増知弍百石充行之訖、／都合七百五 拾石(目録在／別紙)事、可／令全所務 之状如件、 (包紙上書)「関屋松之助」	包紙有
17	前田齐広 知行宛行状	豎紙	38.3×53.9	文化七年三月六日	1810	(花押)	関屋中務殿	加増知三百石宛行之訖、／都合千五拾石 (目録在／別紙)事、可／令全所務之状如、 (包紙上書)「関屋斎宮殿」	包紙有
18	前田齐広 知行宛行状	豎紙	38.0×53.4	文化八年五月十五日	1811	(印)	土方勘右衛門殿	就物頭並申付之役料／百五拾石事扶与 之訖、可／領納之状如件、	
19	前田齐泰書状	折紙	42.3×57.8	(文政七年)四月十八日	(1824)	(印)	関屋中務殿	前掲史料翻刻参照	包紙有
20	前田齐泰書状	折紙	42.3×57.8	(文政七年)四月十八日	(1824)	(印)	関屋新兵衛殿	前掲史料翻刻参照	包紙有
21	前田齐泰 知行宛行状	豎紙	36.7×53.0	弘化三年十二月十三日	1846	(花押)	関屋一学殿	故新兵衛遺領千五拾石／(目録在／別 紙)事充行之訖、可／令全所務之状如件、 (包紙上書)「関屋一学殿」	軸装、包紙有
22	前田齐泰 知行宛行状	豎紙	37.5×53.3	安政六年十二月十一日	1859	(花押)	関屋勝之助殿	故一学遺領千五拾石／(目録在／別紙) 事充行之訖、可／令全所務之状如件、 (包紙上書)「関屋勝之助殿」	包紙有